

◎新潟県告示第671号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月23日（月）	午前10時から正午まで	魚沼市役所堀之内庁舎	魚沼市全域
7月24日（火）	午後1時から3時30分まで	小出北部公民館	
7月25日（水）			
7月26日（木）		魚沼市地域振興センター	
7月27日（金）		伊米ヶ崎公民館	
7月30日（月）		魚沼市役所広神庁舎	
7月31日（火）		須原第一体育館	
8月1日（水）		魚沼市役所入広瀬庁舎	
8月2日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月2日、1月3日を除く。		午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会